治療中の留意点

・症状を医師にきちんと説明し、主訴をカルテに記載してもらいましょう。

・必要な検査をしてもらいましょう。

・東洋医学（整骨院・鍼灸）による施術を希望する場合は、必ず医師に相談し、医師の指示に基づき受診するのがベターです。少なくとも並行受診して医師による症状管理のもと施術を受けましょう。

・治療効果がない場合（症状が改善しない場合）は、専門医の受診も検討しましょう。

・リハビリでも１週間に２回は受診し、リハビリ中でも１か月に１回は医師の診察を受けましょう。

・領収書（治療費、薬代、交通費、装具費など）は整理して残しておきましょう。

・治療中の不便（就労上・日常生活上の支障）は日記などにでもメモしておきましょう。記憶は薄れゆくものです。

・相手方保険会社から治療費の打ち切りの打診を受けた場合でも、痛みがあるうちは安易に応じず、治療継続の医学的必要性について主治医へ相談し、その助言に従いましょう。
　ご自身の身体のことです。必要性があれば仮に自費となっても治療を継続しましょう。健康保険も利用できます。

・治療を続けてもそれ以上症状の改善を望めない状態を「症状固定」といいます。
　いわゆるむち打ち症（頚椎捻挫、外傷性頚部症候群）の場合、３か月程度（長くても６か月程度）が目安とされますのでご留意ください。

・後遺症が残った場合は、主治医に後遺障害診断書の作成を依頼することになります。
　自覚症状を漏れなく伝え、他覚的所見を充実してもらうことが重要です。事故直後から現在まで、症状に一貫性と常時性があるか（ずっと継続して同じ場所が痛かったり痺れたりしているか）がポイントとなります。

・後遺障害の認定結果に納得がいかない場合、納得ができても、相手方保険会社から示談（賠償額）の提示を受けた場合は、示談書に自署押印等する前に、必ず弁護士へ法律相談するようにしてください。
　弁護士へ交渉を依頼することで相当額への増額を見込める場合が大半です。費用対効果なども含め見通しをご説明します。